ただいま技術者大募集

【システムエンジニア/ブログラマー】

- 仕事内容の詳細:
- ▼ 「は争いもの話を記さ ・ P2Pコアエンジンの開発 ・ WINDOWS MEDIA DRMをはじめとした、DRM技術強化 ・ サービスに付随するWEBアブリケーション開発全般

- 求めるスキル: ・ Java/C/C++のいずれかのスキルのある方
- ・ 開発実績2年以上の方 ・ ネットワーク技術(TCPIP/ソケット/HTTP/ルーター/DNS等)への知識を有している方 ※ P2PやDRMなど実務経験がなくても大丈夫です。
- ◆ 歓迎する経験・ DBアブリケーションの開発経験者
- P2P関連の開発経験者セキュリティ関連の開発経験者

TEL:03-5721-7388

MAIL: info@dreamboat.co.jp

copyright(C)Toshimitsu Rights Reserved

ソフトウェア技術者のみなさん 困ったことありませんか?

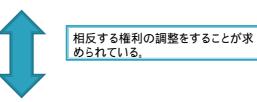
- ▶ 自分が作ったソフトの権利ってどうなるの?
- これって公開したら警察につかまるの?
- 会社の待遇に不満があるんだけど。
- プログラマの友達欲しいよね。
- 弁護士の知り合いも欲しいね。

 $copyright(C) \\ To shim its u$ Rights Reserved



通信事業者の板挟み

- ▶ 通信内容を消した 発言者の権利侵害か?
- 発言者の情報を開示した 発言者の権利侵害か?



- ▶ 通信内容を放置した 書かれた人の権利侵害か?
- ▶ 発言者の内容を開示しない ??権利侵害か

copyright(C)Toshimitsu Dan All Rights Reserved

プロバイダ責任制限法

- ▶特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の 損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求 する権利につき定めるもの?
- 損害賠償責任の制限、発信者情報の開示の2点を規定
- ▶ 平成13年11月30日交付、平成14年5月27日施行

copyright(C)Toshimitsu Dan All Rights Reserved

損害賠償の制限

- ▶ 第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、…これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。
- → 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- ▶ 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

損害賠償の制限

- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通 によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由 があったとき。
- ▶ 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、…「侵害情報」を示して「送信防止措置」を講ずるよう申出があった場合に、発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

copyright(C)Toshimitsu Dan All Rights Reserved

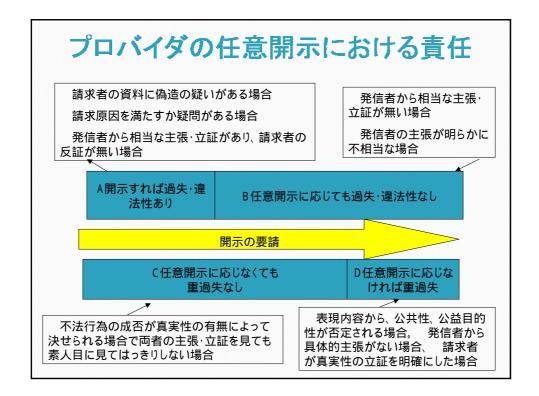
プロバイダ責任制限法4条1項

- 1 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。
 - 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の 権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

免責される場合

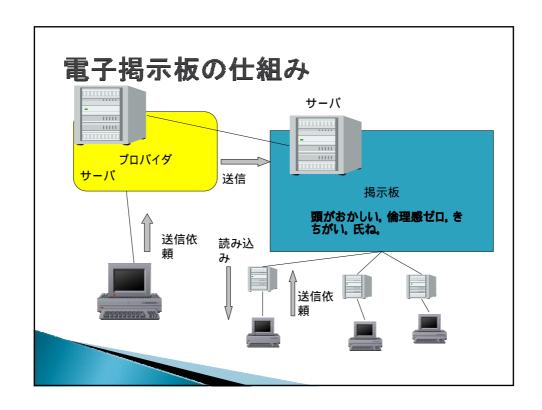
	任意にした場合 の免責	しない場合の免責
送信防止 措置	3条2項 ・他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき ・照会による回答無し。	3条1項 ・当該情報の存在について善意 ・権利侵害であることについて 善意無過失
発信者情 報開示	解釈による	4条4項 •権利侵害の 明白性 又は開示 の必要性について、善意 <u>無重</u> <u>過失</u>

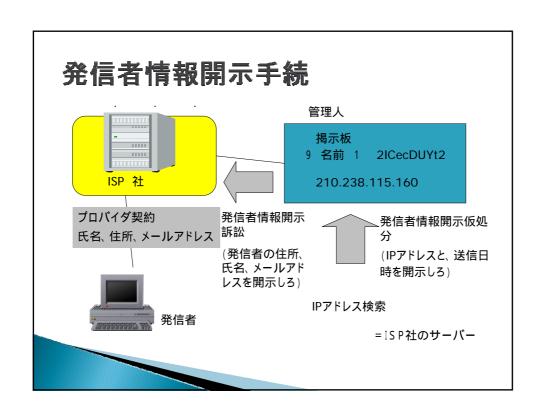
copyright(C)Toshimitsu Dan All Rights Reserved



発信者情報開示ってどんな手続でされるか

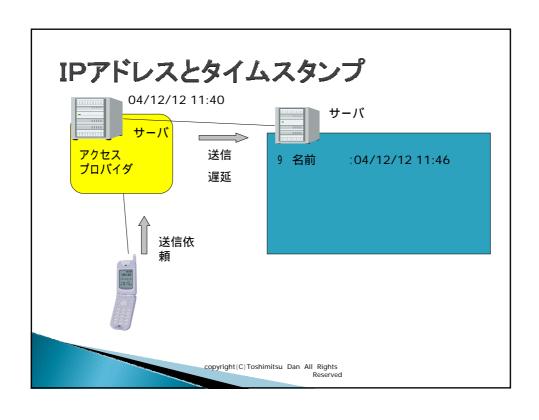
- ▶ 大阪のDさんの事案
- 1 2ICecDUYt2 005/11/10(木) 03:13:42 ID ImOqvMLu
- **...**
- ▶ 頭がおかしい。倫理感ゼロ。きちがい。氏 ね。

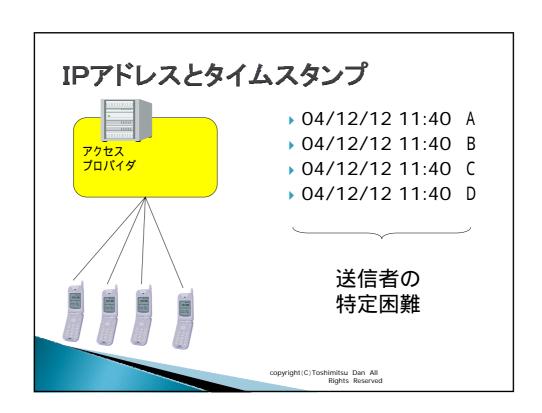




発信者情報開示の問題点

- ▶ そもそも、発信者が分かってはじめて、権利侵害であることが明白になる場合もある(なりすましetc)。
- ▶ 権利侵害の明白性というのは、どういう意味か?
 - 発信者のいない法廷で発信者の言い分を主張するのは不毛である。
- ▶ IPアドレスの開示請求と住所氏名の開示請求は同じレベルで考えるべきものか?
- 発信者情報の範囲が制限されている。
 - 電話番号があった場合はなんにもならない。
- ▶ [Pアドレスとタイムスタンプでは特定できない場合がある。
- ▶ 発信者情報開示ガイドラインが平成19年2月に策定されたしかし、任意開示拒否ガイドラインになってないか?





プロバイダ責任制限法の適用範囲

- ▶特定電気通信にしか適用がない。
 - 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)
 - インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定の者により受信されるものが対象・ただし、放送に当たるものは、放送法等での規律があるため、対象外
 - メールには適用がない。
- 刑事責任には適用ない。
- 発信者になる場合は適用ない。発信者になる場合ってどんな場合?

copyright(C)Toshimitsu Dan All Rights Reserved

某プロバイダの削除義務

- 東京地判平成16年3月26日~名誉毀損
- ▶ そして、プロバイダ責任制限法3条1項の趣旨にかんがみ、被告は、被害者からの申出等により、投稿によって他人の権利が侵害されていることを知ったとき又は他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由を有するに至ったときから、当該投稿の削除義務を負うものと解される。

削除義務はプロバイダ責任制限法から導かれるものではないはず

copyright(C)Toshimitsu Dan All Rights Reserved

罪に濡れた二人事件地裁判決

- ▶ 書籍「ファンブック 罪に濡れたふたり~ Kasumi~」 (以下「本件書籍」という。)に収録された対談記事が2 ちゃんねるに掲載された事件
- ▶ 小学館が著作権を有するとして、2ちゃんねる管理者 に削除を求めたが放置されたので、訴訟提起した。

copyright(C)Toshimitsu Dan All Rights Reserved

罪に濡れた二人事件地裁判決 東京地判平成16年3月11日

- ▶ 著作権に基づく差止請求権についても、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者のみを相手方として、行使し得るもの ▶ これらの電子メールによる要請だけでは、...、仮に被告が、同
- ▶ これらの電子メールによる要請だけでは,..., 仮に被告が,同電子メールによる権利侵害との申告を軽信して,著作権侵害かどうかの判断を誤って過剰に発言を削除した場合には,かえって,書き込みをした者から非難されるおそれがあること,自由な表現活動を保障する観点から他人の表現行為について第三者が介入することには慎重さが求められるべきであることも考慮するならば,この程度の内容の電子メールを受け取ったからといって,被告において権利侵害の事実を知っていたか,あるいはこれを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があったということはできず、送信可能化又は自動公衆送信の防止のために必要な措置を講ずべき特段の事情があったとは認められない。

copyright(C)Toshimitsu Dan All Rights Reserved